

件名	松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
主管課	総務課（松前町選挙管理委員会）
関係課	—
改正対象	—
根拠法令等	公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）
制定理由	公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）により公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部が改正されたことに伴い、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担の対象を拡大するため、新たに制定するものである。
制定の主な内容	<p>選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成を公費負担の対象とし、これらの公費負担額及び支払手続等について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選挙運動用自動車の使用の公費負担額 衆議院議員選挙等に係る規定に準ずる。※1 2 選挙運動用ビラの作成の公費負担額 衆議院議員選挙等に係る規定に準ずる。 3 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1枚当たりの作成単価 衆議院議員選挙等に係る規定に準ずる。 (2) 作成枚数 ポスター掲示場相当数とする。※2 <p>※1 公職選挙法施行令と同じ額 ※2 公職選挙法施行令は、ポスター掲示場の数に2を乗じて得た数</p>
施行日	公布の日
<p>公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）は、令和2年6月12日に公布され、公布の日から起算して6月を経過した日である同年12月12日から施行される。施行の日以後その期日を告示される町村議会議員又は町村長の選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を告示された町村議会議員又は町村長の選挙については、なお従前の例によるものとされた。</p> <p>松前町長の任期満了日 … 令和5年12月10日 松前町議会議員の任期満了日… 令和5年9月5日</p>	